

広島女学院大学大学院学位規程
(2018年度以降入学生用)

2018. 3. 13 制 定
2018. 4. 1 改 正

(趣 旨)

第1条 本規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)及び広島女学院大学大学院学則第17条に基づき、広島女学院大学(以下「本学」という。)大学院が授与する学位について、必要なことを定めるものとする。

(学 位)

第2条 本学大学院において授与する学位は、次の通りとする。

研 究 科	専 攻	学 位
言語文化研究科	日本言語文化専攻	修士(文学)
	英米言語文化専攻	修士(文学)
人間生活学研究科	生活文化学専攻	修士(人間生活学)
	生活科学専攻	修士(人間生活学)

2 学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

第3条 修士の学位は、本学大学院言語文化研究科又は人間生活学研究科を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第4条 修士課程在学中の者で、所定の修業年限を終了又は終了見込みであって、かつ、所定の単位を修得、又は論文審査終了時まで修得見込みの者が、修士の学位を請求しようとするときは、別に定めるところにより、論文を研究科委員会に提出しなければならない。

第5条 前条の規定により提出する論文は、自著とし、1編3部を提出するものとする。ただし、参考として他の自著の論文を添付することができる。

2 提出された論文及び参考論文は返却しない。

(論文の審査)

第6条 第4条の規定により論文が提出されたとき、研究科委員会は提出後2月以内にその審査を行わなければならない。

第7条 前条で規定する審査は、課程修了予定者の場合、それぞれの課程の指導教授を主査とし、研究科委員会が選んだ2名の副査委員を加えて、計3名でこれを行う。

2 研究科委員会において必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を副査委員として選出あるいは追加することができる。

(最終試験)

第8条 最終試験は、論文審査委員を含む研究科委員会が選んだ3名以上の試験委員がこれを行う。

2 研究科委員会において適当と認めたときは、大学の教員等で高度の学識を有する者を試験委員に加えることができる。

3 最終試験は、筆答試問又は口答試問により、論文を中心として、これに関連のある科目あるいは専門分野について行う。

(審査結果の報告)

第9条 論文審査委員並びに試験委員は、論文審査及び最終試験の終了後直ちに、論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をつけて、審査結果並びに試験の成績を、委員合議の上、文書をも

って研究科委員会に報告しなければならない。

第 10 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議のうえ、当該の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決には、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

3 学位授与の議決には、出席構成員の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 11 条 研究科長は、前条の議決の結果を、遅滞なく文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 12 条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与し、学位記を交付する。また、学位を授与できない者には、すみやかにその旨を通知する。

(学位の取消)

第 13 条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議決に基づいて、学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、この旨を公表するものとする。

2 研究科委員会において、前項の審議をするときは、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

3 学位記の取り消しの議決には、出席構成員の 4 分の 3 以上の投票による賛成がなければならない。

(学位記の再交付)

第 14 条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を付し、所定の手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(その他)

第 15 条 本規程に定めることのほか、学位の授与に関して必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第 16 条 本規程の改廃は、研究科委員会、大学評議会の議を経て、学長がこれを行い、研究科委員会に報告する。

附 則

1 本規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本規程は、第 1 条を改正し、2018 年 4 月 1 日から施行する。